

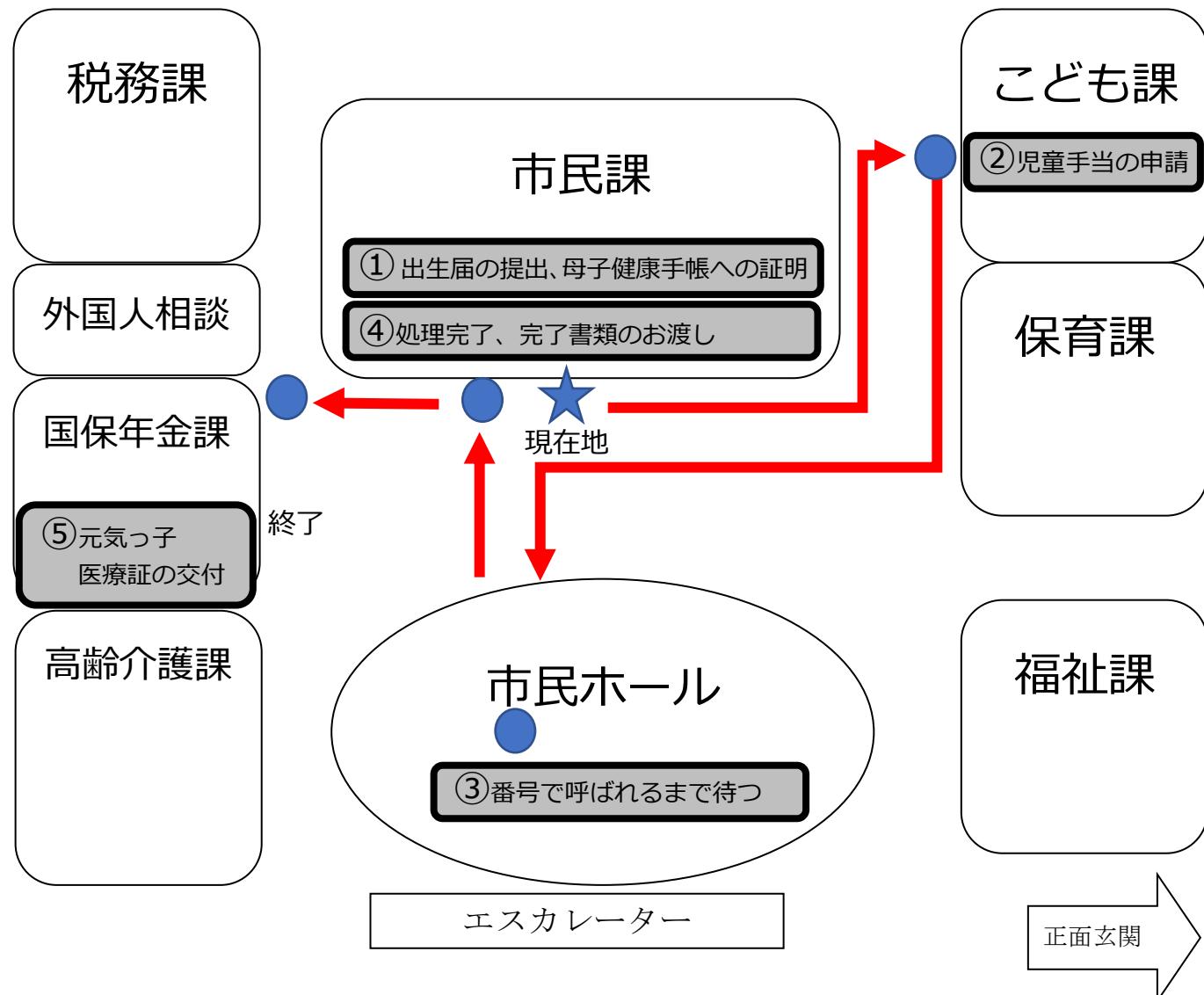


出生届をされた方へ



※碧南市役所での主な手続について記載してあります。各窓口でお問い合わせください。

該当項目	手続きに必要なもの	問合せ先
母子健康手帳の証明	○母子健康手帳	市民課住民記録係【窓口 ①】
赤ちゃんお誕生おめでとう訪問連絡票の届出	○赤ちゃんお誕生おめでとう訪問連絡票 (兼低出生体重児届出票)	健康課【保健センター】 ※市役所とは建物が別です。 TEL: 48-3751
児童手当の申請 右記の書類が揃っていなくても窓口に寄ってください ※申請が遅れると支給開始も遅れてしまいます。出生の翌日から15日以内に申請してください。	○申請者名義の預金通帳(第1子のみ) ○申請者の健康保険の加入が確認できるもの ○申請者と配偶者のマイナンバーが分かるもの(第1子のみ) ○本人確認書類(マイナンバーカード等)	こども課子育て支援係 【窓口 ③】
ごみ袋の特別配布	出生届を市民課に提出された方は、手続き後に市民課でお渡しします。それ以外の方は環境課でお手続きください。	環境課ごみ減量係 【2階 窓口 ①】
元気っ子医療証の交付 国民年金保険料産前産後免除の届出 国民健康保険料産前産後免除の届出	○健康保険の資格が確認できるもの (出生児の名前の記載されたもの)	国保年金課 医療係・国保年金係 【窓口 ⑦】



【時間外窓口に出生届を提出した方のみ】

⑥ 2階北側の環境課でごみ袋をお受取りください。

《裏面もご確認ください》

♥市民課からのお知らせ【市民課住民記録係（窓口①）】

- ① 出生届と同時にマイナンバーカードの申請をされた方は、必ず指定した受取地で カードの受け取りをしてください。マイナンバーをお知らせする「個人番号通知書」は約1か月後に郵送されます。
- ② 上記手続き④以降は、住民票をお取りいただくことができます。必要な方は市民課 21 番窓口へお越しください。（※マイナンバー入りの住民票も可）
- ③ 生まれた子の記載された戸籍証明書が交付できるまでの期間は、以下のとおりです。
 - ・本籍地が碧南市 → 3開庁日後
 - ・本籍地が他市 → 1～2週間程度後

♥保健センターからのお知らせ【保健センター（健康課）TEL：0566-48-3751】

① 3か月児健康診査・定期予防接種について

定期予防接種の接種券は、出生月の翌月末に送付します。

3か月児健康診査の案内は、「赤ちゃんお誕生おめでとう訪問」でお渡しします。

実施時期や場所等は「広報へきなん」、「市ホームページ」等でお知らせしています。



② 「新生児訪問」について

生後28日未満の子で希望者に、家庭訪問での育児相談を行っています。

希望される方は、電話で申し込みをしてください。

保健センターの場所

③ 「赤ちゃんお誕生おめでとう訪問」について

生後2か月ごろ、乳児のいる家庭すべてに家庭訪問をしています。日程調整の連絡を円滑に行うため、「赤ちゃんお誕生おめでとう訪問連絡票（兼低出生体重児届出票）」の提出をお願いします。

※提出は市民課窓口でもできます。

♥国民健康保険の出産育児一時金について【国保年金課国保年金係（窓口⑦）】

平成21年10月から、原則出産された病院等に国保から直接支払う方法に変わりました。ただし、直接支払制度によらず従来の方法により国保窓口で請求する方法も可能です。その場合や、出産費用が一時金（原則50万円）未満で差額を窓口で請求する場合は、申請方法などをお問い合わせください。

♥未熟児養育医療給付の申請先【国保年金課医療係（窓口⑦）】

♥市営住宅にお住まいの方は異動届の手続きが必要です。【建築課管理係（窓口2階⑧）】

※お手続きに必要な場合が多いので、印鑑とマイナンバーカード等官公庁発行の写真付身分証明（または資格確認書、年金手帳、通帳等2点）をご本人様確認書類としてお持ちください。